

第24回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和元年7月26日 開会

令和元年7月26日 閉会

浦幌町農業委員会

令和元年7月26日 第24回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時25分

1 出席委員

1番	伊藤光一	2番	小野木 淳	3番	香川 由
4番	石塚健一	5番	福田和己	6番	大坂 有
7番	山村幹次	8番	廣富一豊	9番	高木政志
10番	木南和徳	11番	森 秀幸	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 小川裕之
主 事 河上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第3号 農地所有適格法人要件の確認について
- 日程第 7 協議事項第1号 農地パトロール月間の設定について

4 議事内容 午後2時00分開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。それでは総会に入りたいと思います。今後の議事につきましては農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第24回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程の第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程の第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号1番伊藤委員、2番小野木委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程の第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 質疑が無いようですので次に日程の第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買1件の所有権移転案件と、賃貸借1件の利用権設定案件ではありますが、所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議をいたします。それでは、初めに所有権移転案件番号12番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川議長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和元年7月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

申請があったのは、下記の売買案件1件、賃貸借案件1件でございます。番号12番、譲渡人は、南町に住所を有する方、譲受人は、下浦幌に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況牧場、面積は、33,823平方メートルです。契約の種類は、売

買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、相続したので農地を農業者に売却する。譲受人は、規模拡大のため農地を売買するものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書3ページに3条番号12の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の小野木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 番号12番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、規模拡大のため農地を売買する内容であり、7月10日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第1号の番号12番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号12番は原案のとおり決定いたしました。次に利用権設定案件、番号13番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。番号13番、貸主は、チブネオコツペに住所を有する方、借主は、宝町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、63,395平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和元年7月29日から令和5年11月30日までの4年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地の有効利用のため賃貸する。借主は、経営規模の拡大のため農地を借り受けるものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書4ページに3条番号13の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連し、地区担当委員の廣富委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○廣富委員 番号13番につきましてはただ今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大のため、農地を借り受ける内容であり、7月17日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第1号の番号13番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号13番は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書6ページをご覧ください。議案第2号。農地法第4条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和元年7月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号2番、申請人は、統太に住所を有する法人です。申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農業用施設として牛舎及び井戸小屋、移動通路等の建設となっており、一部非農地の利用がございます。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地法第4条第6項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするのとあり、不許可の例外でございます。7ページ以降に位置図、施設配置図、立平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくをお願いいたします。なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、平成31年4月開催の第21回農業委員会総会で用途変更に関する計画の変更において承認され、令和元年7月3日に浦幌町告示第55号で決定公告されております。許可書の交付につきましては、本農業委員会総会で許可相当と判断された後、8月23日開催の北海道農業会議常設審議委員会に意見を聴取し、回答を得てからの許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいでしょうか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 次に日程の第6、議案第3号、「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書14ページをご覧ください。議案第3号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。令和元年7月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に事業状況等について農地等の所在地を管轄する農業委員会に報告することが農地法第6条第1項で義務付けられており、農業委員会は、この報告に基づきその農地所有適格法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて確認することになっております。ただいま審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番から10番の10件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。確認要件につきましては

は、議案書15ページに説明資料がございますので、この資料に沿って説明させていただきます。農地所有適格法人の確認要件は、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。株式会社の場合は議決権の合計(株式)の過半を、持分会社の場合は社員の過半を、次に掲げる者が占めていなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件。以上の4要件があり、本議案番号1番から10番の法人につきましては、別添の第24回農業委員会総会議案説明資料1ページから20ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、先ほどご説明しました法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件のすべてを満たしておりますので適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいでしょうか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第7 協議事項第1号 「農地パトロール月間」の設定について

○小川議長 次に日程第7、協議事項第1号、「農地パトロール月間の設定について」を議題いたします。事務局より説明をお願いします。

○小川係長 議案書16ページをご覧ください。協議事項第1号。農地パトロール月間の設定について。このことについて農地パトロール月間を設定し、農地パトロールの実施について協議されたい。令和元年7月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

議案書17ページをご覧ください。1番の農地パトロール月間についての趣旨ですが、農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められており、毎年1回、農地パトロールを実施してきたところであります。こうしたなか、平成26年には新たな遊休農地対策についての仕組みが構築されたことに伴い、次のとおり農地パトロール月間を設定し、農地利用の総点検を実施することとし、①遊休農地の実態把握と発生防止・解消、②農地の違反転用発生防止対策、③権利移動に伴う利用状況の把握等について重点的に取り組むこととします。2番の農地パトロール月間の設定ですが、令和元年8月1日から9月30日までの2ヶ月間を農地パトロール月間に設定します。3番の実施の内容について、(1)の班編成については、各地区の委員をもって合同パトロールにあたり、日程については、上浦幌地区は8月22日木曜日9時30分から、中浦幌地区は8月30日金曜日9時から、下浦幌地区は8月20日火曜日9時から実施していきたいと思っております。(2)調査する項目ですが、①遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の把握、②農地法の許可案件の履行状況の確認、③農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認、④農地の違反転用の発生防止と早期発見是正、⑤相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況の

確認、⑥営農型発電設備（太陽光パネル等）の設置に係る農地についての適正な営農状況の確認、⑦農業者年金制度に係る特定処分対象農地及び加算対象農地等の利用状況の確認、⑧その他不適切な農地の利用状況の把握、以上8点をあげております。4番の調査結果の整理、活用についてですが、（1）調査結果の整理は、農地パトロール終了後、報告検討会を開催し現状と課題を把握し、遊休農地及び遊休化のおそれのある農地については、農地法第32条に基づく農地所有者等への利用意向調査を実施するものであります。（2）市町村への情報提供ですが、荒廃農地調査の調査結果を情報提供するものです。（3）農地台帳等への反映、管理についてですが、利用状況調査の結果を農地台帳へ反映するものであります。以上、ご協議いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいま、事務局のほうから説明が終わりました。質疑、意見はありますか。

（「ありません」の声あり）

○小川議長 よろしいですか。それでは採決をいたします。協議事項第1号は、ただ今、事務局が説明したとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、協議事項第1号は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

（「ありません」の声あり）

●閉会の宣告

○小川会長 それでは以上をもちまして第24回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

午後2時25分閉会